

忠岡町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

忠岡町教育委員会

## 目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 本町における現状・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
4. 目 標・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・P 3 ～ P 6
6. 今後のフォローアップについて・・・・・・・・ P 6

## 1. はじめに

学校を取り巻く環境は、社会の急激な変化に伴い、より複雑化・困難化しており、学校には、これまで以上に子どもたちに対するきめ細かな対応が求められている。また、子どもたちが予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に身につけられるよう、学校教育の改善・充実がこれまで以上に求められている。併せて、これらの対応を進める上で、教員の業務は多様化し、拡大していることから「教員の働き方改革」は喫緊の課題となっている。本町においては、令和6年8月に、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の充実が図られるよう、「忠岡町立学校における働き方改革の取組指針」を策定するとともに、独自の施策を実施するなど業務改善に取り組んでおり、一定の成果も見られている。しかしながら、教員の長時間勤務の抜本的な解消や学校教育環境の更なる充実に向けては、今後も継続的な取組みが必要である。

教育職員が自らの働き方を見直し、指導力を磨くとともに、知識や想像力、人間性を高めることで、学校教育の質を向上させるために、今般、忠岡町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定するものである。

## 2. 本町における現状

令和6年1月に『忠岡町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則』を策定し、「時間外在校等時間」における上限の目安時間を記載し、取組みを進めている。その後、より具体的かつ効果的な取組みをすすめるため、令和6年8月に『忠岡町立学校における働き方改革の取組指針について』を策定し、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること、教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し健康でやりがいを持って働くことができるよう全校で取り組んでいる。

これまでの取組みにより、令和6年度については、前年度に比べ、時間外在校等時間は縮減傾向であるが、一方で、年間時間外在校等時間が720時間を超える教育職員が依然としており、令和7年度についても同程度、見込まれる状況にある。

### 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

### 4. 目標

実施計画において掲げる目標は以下のとおり。

#### (1) 町立学校における教育職員の時間外在校等時間に関する目標

##### ① 全町立学校で年間平均 360 時間以内にする

町立学校における1人あたりの平均年間時間外在校等時間は、令和5年度に比べ、令和6年度は減少しているが、給特法指針で示された目標値である年間360時間を上回っている。実施計画で定めた取組み項目を確実に実行することで、引き続き、長時間勤務を縮減する。

##### ② 年間時間外在校等時間が 360 時間を超える人数を前年度より減少させる

年間時間外在校等時間が規則で定める通常時の上限を超えている人数を着実に減少させるために、目標として明記する。

#### (2) 町立学校におけるワーク・ライフ・バランスに関する目標

##### ① 教職員の年次有給休暇の平均取得日数を 16 日以上にする

全ての教職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、年次有給休暇の取得を促進する。

年次休暇の付与日数は会計年度で定められていることから、対象期間は、会計年度とする。また、平均取得日数は、対象期間中の全期間を在籍した対象教職員の総取得日数を対象教職員数で除した日数である。

## 5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

働き方改革を進めていく上での本町教育委員会の基本姿勢は、教育職員の在校等時間等のデータを活用して、統計分析を行い、それにもとづいた取組みを全町立学校向けに進めていくとともに、学校特有の事情による取組みについては個別に対応していくことである。

そのため、本町教育委員会では、引き続き、統計分析にもとづいた「部活動方針の遵守」「調査・通知の精選」「会議・行事の精選」といった取組みについて、全町立学校で徹底していくとともに、学校長ヒアリングといった学校特有の事情に沿った取組みについても確実に進めていく。その上で、給特法指針第2章第3節で、「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた、教育職員の負担軽減のための措置が示されたことから、これらの中で重点的に取り組む事項を実施計画に記載し、取組みを進める。

なお、取組みを進めるにあたっては、教育委員会と学校が一体となって取り組むこととし、また、教育委員会、町立学校、首長部局、地域、保護者など教育に携わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき、連携・協働しながら取り組んでいくものとする。

### (1) 統計分析に基づく取組み

#### ① 忠岡町立学校に係る部活動の在り方に関する方針（以下「部活動方針」という。）における休養日確保及び活動時間遵守の徹底

時間外在校等時間のデータの分析結果から、部活動方針で定められた部活動の休養日数や活動時間が守られていないことや、週休日の部活動が長時間勤務の主な原因の1つとなっていることがわかった。

引き続き、方針で定められた休養日の確保の徹底を促進するとともに、合わせて、活動時間の遵守についても徹底する。

#### ② 教育委員会から発出する調査・通知の精選について

教育委員会から発出される調査・通知への対応が、教員の負担感につながっている面がある。今後は、発出文書の見直しを行うことで、教育委員会から発出する調査・通知を縮減する。

### ③ 会議・行事の精選

各学校においては、引き続き、会議・行事の精選を実施するとともに、教育委員会においては、各校の好事例の共有を行う。

## (2) 個別の事情に沿った取組み

### 学校長ヒアリングの実施

長時間勤務が課題になっている教育職員が在籍する町立学校に対し、学校長による該当教職員への面談を義務付け、その後、改善が見られない場合はヒアリングを実施し、事情を聞き取り、指導等を行う。

## (3) その他

給特法指針第2章第3節で教育職員の負担軽減のための措置が示されたことから、これらの中で、重点的に取組む事項やその他の取組みについて記載する。

①は、給特法指針に掲げられている措置の内容に鑑み、教育職員の負担軽減にあたって、「業務の効率化」、「外部人材の活用」及び「教職員間の業務分担の見直し等の検討」に関して、取り組む事項を記載している。

また、②では、教育職員の健康及び福祉を確保するために、教育委員会が取り組む事項を記載している。

以下の取組みを確実に実行することで、教育職員の負担を軽減するとともに、健康及び福祉を確保する。

### ① 教育職員の負担を軽減するために取り組む事項

【仕事の見直しに関すること】

#### ア 事務職員との役割分担について

教育委員会は、町立学校と連携を図りながら、事務職員が（「担う」又は「参画する」）職務範囲の明確化を検討するとともに、業務量の精査を行い、適切な役割分担のもと安定的に執行するための事務体制を構築する。

#### イ 職務経験が少ない教育職員への対応

職務経験が少ない教育職員に対する学校全体でのサポート体制を構築する。

##### 【ICT 活用に関すること】

#### ア デジタル技術を活用した校務の効率化の推進

教職員が効果的に ICT を活用し、業務に役立てられるよう、マニュアルの作成や好事例等の共有を促進する。

#### イ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守について

教職員が ICT 機器等の日常的な保守に関する問い合わせをする際、契約業者が対応しているが、連携を強化し、効率的な対応を促進する。

##### 【外部人材活用に関すること】

#### ア 部活動について

教育委員会において、部活動指導員の配置を促進する。

#### イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応について

- ・教育委員会において、障がい等により配慮を要する児童生徒への支援について、児童生徒の障がい等の状況や学校からの要望等をふまえ、支援学級介助員、非常勤講師、看護師を配置する。
- ・各学校が、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、教職員と協働した「チーム学校」による教育相談体制を構築した上で対応する。
- ・教育委員会において、母語で学習支援等の補助を行う外国人子女語学指導員を配置する。

## ② 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

教育委員会は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

#### ア 休暇をまとめてとりやすい環境の整備

ゆとり推進月間・ゆとり週間の周知方法の見直し、教職員の意識改革を促し、町立学校全体で、年次休暇をまとめてとりやすい環境を整備する。

## イ 正規教職員の計画的な配置の充実

正規教職員の計画的な配置の充実に努める。

## ウ 労働安全衛生法等の規定の遵守等に関する取組み

- ・ 定期健康診断を全町立学校で実施する。
- ・ 全町立学校の対象職員に、年度中に1回ストレスチェックを実施する。

## 6. 今後のフォローアップについて

### ① 計画の実効性の担保

本町教育委員会において、取組みの着実な実行を図るため、町立学校の教育職員の在校等時間の状況及び実施計画に記載した措置の進捗状況を把握し、必要に応じて取組みの修正等を行うとともに、これらを定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

### ② 計画を実行していく上での課題への対応

本町教育委員会において、各町立学校の状況を確認し、実施計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や勤務に関する課題を抱えている学校に対する個別の指導を行う。

### ③ 町立学校現場での働き方改革に対する機運の醸成

本町教育委員会において、各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ実施計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、教職員の働き方改革に向けた取組みを行う。